

「児童相談所業務におけるAIの技術開発の在り方に関する検討事業業務一式」
評価基準票

評価基準票

(価格点：技術点＝１：２、得点配分 価格点１００点、技術点２００点)

I 価格点

価格点＝（１－入札価格／予定価格）×１００点

II 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄 A(10点)・B(7点)・ C(5点)・D(3点)・ E(0点)	提案書 項番号
			基礎点	加点	合計		
1. 事業の目的、内容及び実施方法							
1-1 事業目的	○	・事業内容が目的と整合しているか。	10	—	10	A · · E	
1-2 事業内容		・事業内容が具体的かつ詳細か。	—	15	45	A・B・C・D・E	
		・具体的な分析項目（案）、その理由・事業内容の実施上の工夫や留意点等が提案されているか。	—	15		A・B・C・D・E	
		・仕様書に示された内容以外に、本事業の目的に対して有効な実施方法が提案されているか。	—	15		A・B・C・D・E	
1-3 実施方法	○	・事業実施方法が事業目的・内容と整合し、効率的・効果的かつ現実可能な事業実施方法が採られているか。	10	—	40	A · · E	
		・事業を実施するにあたり、どのような内容をどのように調査するか等、具体的内容が示されており、実効性の高い計画を立てているか。	—	15		A・B・C・D・E	
		・事業実施方法について事業成果を高めるため、精度の高い分析方法を提案する等、創意工夫が見られるか。	—	15		A・B・C・D・E	
1-4 事業計画	○	・事業実施計画は妥当かつ現実的なスケジュールとなっているか。	10	—	20	A · · E	
		・事業実施計画に事業を適切に実行する根拠（人員、手順、経験等）が示されているか。	—	10		A・B・C・D・E	
2. 組織の経験・能力							
2-1 調査分析等業務の経験	○	・過去に児童相談所及びデジタル領域（AI）に関する事業又は調査研究に関する実績があるか。	10	—	25	A · · E	
※		・過去に児童相談所やデジタル領域（AI）の有識者による検討会を運営した実績があるか。	—	5		A・B・C・D・E	
		・過去に自治体や児童相談所・児童福祉施設に対してヒアリング調査を実施した実績があるか。	—	10		A・B・C・D・E	
2-2 組織としての調査実施能力		・幅広い知見・ネットワークを持っているか	—	5	15	A・B・C・D・E	
	※	・調査に関して調査対象者からの問い合わせ等に対応できる体制が整っているか。	—	5		A・B・C・D・E	
		・情報管理体制は十分か、事務処理ミスが発生しないための対策を講じているか。	—	5		A・B・C・D・E	
2-3 調査業務に当たっている情報処理・人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤を有し、バックアップ体制を含めた十分な人員が確保されているか。	10	—	10	A · · E	
3. 業務従事予定者の識見・能力							
3-1 児童福祉に関する識見		・児童福祉分野及びデジタル領域（AI）に関する識見を有しているか。	—	10	10	A・B・C・D・E	
3-2 業務歴・資格等		・業務歴、資格、その他経験や客観的指標を有しているか。	—	5	5	A・B・C・D・E	
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標							
4-1 ※		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぽし認定企業） ・行動計画 ※2 ……2点 ・1段階目 ※3 （認定基準5つのうち1～2つが○となっている） ……4点 ・2段階目 ※3 （認定基準5つのうち3～4つが○となっている） ……6点 ・3段階目 ※3 （認定基準5つのすべてが○となっている） ……8点 ※4 プラチナえるぽし ※4 ……10点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）※5 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）※5 ……4点 ・トライくるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※6 ……6点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※7 ……6点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※8 ……6点 ・プラチナくるみん認定企業※9 ……10点 ○若者の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） ……8点 ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定。 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※9の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※10 内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3％以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 10点 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5％以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 10点 ・なお、当該項目による加点を希望する場合、別紙の留意点を確認し、「別紙」従業員への賃上げ計画の表明書」を提出すること	—	10	10		
4-2 賃上げを表明した企業等			—	10	10		
					計	0	
					創造性・新規性等 ※価格と同等評価 合計	100 100 200	

III 技術点評価方法

(1) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価項目の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

(2) 加算点評価

加算点は、技術提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

A：非常に有用な提案がなされている（豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等）……………10点（満点が15点の場合は15点、5点の場合は5点）

B：有用な提案がなされている（ある、貢献する、備わっている等）……………7点（満点が15点の場合は10点、5点の場合は4点）

C：提案がなされている（標準、普通）……………5点（満点が15点の場合は7点、5点の場合は2点）

D：劣る提案がなされている（足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等）……………3点（満点が15点の場合は5点、5点の場合は1点）

E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない（ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等）……………0点